# 4-(3)-ii BSE に関する特定危険部位 (SRM) の月齢条件の変更

#### 1. 経緯 (改正までの経緯)

2005年の第73回 0IE 総会において、国又は地域の BSE リスクのステータスを3種類(\*)に分けるコード改正案が決議された((\*)「無視できる BSE リスク」「管理された BSE リスク」及び「不明の BSE リスク」)。また、この時に、特定危険部位である脳、眼、せき髄、頭蓋及びせき柱の取り扱いについて、リスクステータス別に条件を付けて、「管理された BSE リスク」の国等は30ヶ月齢、「不明の BSE リスク」の国等について12ヶ月齢を超える牛に由来するものの貿易をすべきではないことが規定された。

今般、2010年2月のコード委員会会合において、リスクステータス別の条件を廃止し、リスクステータスに関係なく脳、眼、せき髄及び頭蓋については12ヶ月齢を超える牛、せき柱については30ヶ月齢を超える牛に由来するものは貿易すべきではないとする改正案が提案され、今般の0IE総会に上程されることになった。

#### 2. 改正内容

コード改正案では、「管理されたリスク」の国等において除去すべき脳、眼、せき髄及び頭蓋骨を、30ヶ月齢超から12ヶ月齢超に拡大(規制強化)し、「不明のリスク」の国等において除去すべきせき柱を、12ヶ月齢超から30ヶ月齢超に縮小(規制緩和)する改正案が提案されている。

コード委員会は、改正の理由として、BSE のリスク管理は、リスクステータスにより区別されるものではなく、と殺時の牛の月齢により区別されるべきであること、及び脳及び眼はせき柱よりもリスクが高いことをあげている。

特定の月齢を超える牛に由来する	当該物品が由来する牛の月齢条件	
ものは貿易すべきではないとされ	リスクが管理されている国	リスクが不明の国
ている物品		
脳、眼、せき髄及び頭蓋	30 ヶ月齢超→12 ヶ月齢超	12 ヶ月齢超→12 ヶ月齢超
せき柱	30ヶ月齢超→30ヶ月齢超	12 ヶ月齢超→30 ヶ月齢超

#### 3. 論点

- ① 特定危険部位のうち、脳、眼、せき髄及び頭蓋を「12ヶ月齢超」に規制強化することは妥当か。
- ② 特定危険部位のうち、せき柱を「30ヶ月齢超」に規制緩和することは妥当か。

## 第11.6.14条

### 非貿易物品に関する勧告

1. あらゆる月齢の牛であって、第11.6. 4条及び第11.6. 5条に規定される国、 地域又はコンパートメントを原産とするものに由来する次に掲げる物品及びそれらに汚染された物品は、食品、飼料、肥料、化粧品、生物工学製品を含む医薬品及び医用機器の調整の目的で貿易しないものとする。これらの物品を使用した調整されたタンパク質製品、食品、飼料、肥料、化粧品、医薬品又は医用機器(本章の他の条に含まれるものを除く。)もまた貿易しないものとする。

#### 扁桃及び回腸遠位部

2. と殺時に 12ヶ月齢を超えている牛であって、第11.6.4条及び第11.6.5条に規定される国、地域又はコンパートメントを原産とするものに由来する次に掲げる物品及びそれらに汚染された物品は、食品、飼料、肥料、化粧品、生物工学製品を含む医薬品及び医用機器の調整の目的で貿易しないものとする。これらの物品を使用した調整されたタンパク質製品、食品、飼料、肥料、化粧品、医薬品又は医用機器(本章の他の条に含まれるものを除く。)もまた貿易しないものとする。

# 脳、眼、せき髄及び頭蓋

3. と殺時に 30ヶ月齢を超えている牛であって、第11.6.4条及び第11.6.5条に規定される国、地域又はコンパートメントを原産とするものに由来する次に掲げる物品及びそれらに汚染された物品は、食品、飼料、肥料、化粧品、生物工学製品を含む医薬品及び医用機器の調整の目的で貿易しないものとする。これらの物品を使用した調整されたタンパク質製品、食品、飼料、肥料、化粧品、医薬品又は医用機器(本章の他の条に含まれるものを除く。)もまた貿易しないものとする。

#### せき柱

# 第 11.6.14 条

# 非貿易物品に関する勧告

1. あらゆる月齢の牛であって、第 11.6. 4 条及び第 11.6. 5 条に規定される国、地域又はコンパートメントを原産とするものに由来する次に掲げる物品及びそれらに汚染された物品は、食品、飼料、肥料、化粧品、生物工学製品を含む医薬品及び医用機器の調整の目的で貿易しないものとする。これらの物品を使用した調整されたタンパク質製品、食品、飼料、肥料、化粧品、医薬品又は医用機器(本章の他の条に含まれるものを除く。)もまた貿易しないものとする。

#### 扁桃及び回腸遠位部

2. と殺時に 30 ヶ月齢を超えている牛であって、第 11.6.4 条に規定される国、地域又はコンパートメントを原産とするものに由来する次に掲げる物品及びそれらに汚染された物品は、食品、飼料、肥料、化粧品、生物工学製品を含む医薬品及び医用機器の調整の目的で貿易しないものとする。これらの物品を使用した調整されたタンパク質製品、食品、飼料、肥料、化粧品、医薬品又は医用機器(本章の他の条に含まれるものを除く。)もまた貿易しないものとする。

# 脳、眼、せき髄、頭蓋及びせき柱

3. と殺時に 12 ヶ月齢を超えている牛であって、第 11.6.5 条に規定される国、地域又はコンパートメントを原産とするものに由来する次に掲げる物品及びそれらに汚染された物品は、食品、飼料、肥料、化粧品、生物工学製品を含む医薬品及び医用機器の調整の目的で貿易しないものとする。これらの物品を使用した調整されたタンパク質製品、食品、飼料、肥料、化粧品、医薬品又は医用機器(本章の他の条に含まれるものを除く。)もまた貿易しないものとする。

# 脳、眼、せき髄、頭蓋及びせき柱